

萬葉集通用字考

木下正俊

はじめに

これまでの私の研究は、大半が萬葉集の成立当時前後の状態を少しでも明らかにしたいというのが望みであった。

四十年前小島憲之・佐竹昭広両氏と共に塙本萬葉集本文篇の編述に携わり、また新旧の日本古典全集本の校注や校本萬葉集の新増補にも参加して、そのたびに少しずつ考えを改めたが、今にして思えば、行きつ戻りつ、却って拙くなつた所さえあり、机辺のそれらは不満失考の附箋書入に溢れて、慙愧に堪えない。以下に述べる所もその正誤表の一端であり、ここに至つて臍を噛んでも始まらない。

最近『現代日本の異体字』という本を読んだ。国立国語研究所の所員笹原宏之氏を初めとする若い研究者による、漢字字形についての調査報告だが、種々の新旧活字体の微

妙な相違やその使用心理などに関する、簡潔かつ詳細な追跡で、大いに啓発された。例えば「やかた」を表す字、常用漢字で

館

と書くが、康熙字典体では

館

とあり、また俗字で

館・館・館

など、微差ある字がいろいろ使われ、ワープロ・パソコンなどを使用すれば様々な作字が可能だという。

私はワープロなど全て機械に弱く、活字の異体について語る資格がなく、これから語る所も、手書きそれも筆墨で書かれた古写本、特に萬葉集の漢字に関する、ごく狭い中途半端の報告である。

一般に日常生活において、漢字は何となく読み過ごし字形の僅かな違いに気付かず、書く時も臆ろな記憶で不用意に書き、時に誤字が混じっても省みられないことが多い。更には略字・崩し字・増省画など変幻自在、混乱はいよいよ加速が増す感があるが、今は現況の手書き字については触れない。

その殆ど無限と言つてよい実態に対して、正誤を判別し異同を分類する基準を設ける必要があるによつてある。漢字を主とする古典籍を活字に移し組版にする作業において、編者は自らを律するメモ、利用者向けの案内のために、凡例や跋文などに異体字・通用字の一覧表を副えることがある。萬葉集で言えば校本萬葉集首巻の異体字表、正式には「校異を出さざる異体字ならびに通用字の表」というのが具わつており、定本・旧大系本などにも同種の表がある。但し数量に異同があり、

校本萬葉集首巻	五九〇字
定本（第一冊のみ）	二三四字
旧大系本四冊（重複あり）	五九四字
稿本（未発表）	七七三字

と開きがあるが、凡その種の表の項目は飽くまで目安の標本集と見るべく、問題字が網羅されているわけではなく、処理法次第では一〇〜三〇位は動こう。例えば、竹冠の草

冠化、木・手偏の入れ替りで減じ、逆に「所」の異体「𠂔」がないとか、「紐・紉」「踏・蹈」の混同は失考と言えよう。「氏・豆」も別扱いにすべく、両字の分布は巻に偏りが見られるようで、「棲み分け」は或いは萬葉集原本の寄合書的な性格を物語る一証かも知れない。

なお、稿本の七七三字というのは、本文篇作りの際に私の覚書として用意したが、かつは印刷の便、かつは異同認定の困難瓢箪鮫で途方に暮れ、未発表に終わったものである。項目例数の多寡は表の精粗の差を示すとは限らない。

このようなわけで、異体字表は必ずしも信を置き難く、これと校本の校異の記事とを手がかりに写本の実態を復原することは危険で、本物の実見は無理だとしても、なるべくは複製本について確かめることが望ましい。

表題を「通用字考」としたことについて、一言断つておきたい。取り上げたのは四字だが、正式の通用字は四字目で、他は異体字（「別字」とも）ないし譌字とも言うべきかも知れず、またその境界は曖昧である。ところで、その四字（四対）とは次の如きものである。

一	祓 稜
二	鹹 鹹
三	劔 劔
四	鏝 鏝

以下がその各論である。

一 祓 祓

卷第十一、正述心緒の中の一首

玉久世の清き川原に身祓、為齋ふ命も妹が為こそ (二四

〇三)

今は問題の第三句だけを稿本文篇によって示す。以下同じ。「身祓」をミソギと読む理由、ミソギとハラへの意味の違い、漢字「祓」と「禊」との別などについては触れない。その「祓」はもともと呪術・信仰に関する字ゆえ示偏で書くのが当然なのに、現存古写本を見る限りみな「穢」に作り、寛永版本も禾偏になっている。

中国本土でも俗字としては「穢」が使われていたこと、干祿字書に、

祓除ノ字 音穢亦
祓 祓

音拂上ハ俗下ハ正

とあることでも知られる。同書には「祕・秘」についても、「秘祕、上俗下正」とあり(広韻同)、また「禊正、穢俗」の例も見られる。逆に禾偏が示偏になっていることも珍しくなく、校本の異体字表の中に「移」「穢」で示偏の字が混じり、未発表の木下メモでは「科・秩・稗・穂・稗・穎」が加わり、正倉院文書異字一覧によれば、「和・

私・秋・租・秣」などの示偏化が認められる。斯くなれば融通無碍、理屈建前はどうでもよく、慣用実用が寧ろ優先という考え方が許されそうである。

「祓・穢」に還ろう。該歌の「みそぎ」本文で、諸注は版本に従って「穢」を採っているのに、独り稿本が「祓」にしたのは、略解が原則論尊重ゆえか示偏にしたのをよしとした、それが悔まれる。その後新旧全集本及び新大系がそれを襲った。百年以上も前に木村正辞も文字弁証で「穢」でよいと述べている。

二 鹹 醜

卷第五の終り近く、憶良の「老身重病経年辛苦及思兒等二歌」(八九七)中の、

……いとのきて 痛き瘡には 鹹塩遠 灌くちふが如く……

の「鹹」の字についても同様のことが言える。この字は異体字表に挙がっていないが、該当歌の校異記事に次のようになっている。

鹹塩遠……
カシホラ

(八)

【本文】(八) 鹹。神、西、細、温、「鹹」。矢、京、無、附、「鹹」。

なお言えば函(広瀬本)も「鹹」、細の書本宮(神宮文庫本)、温の祖本陽(陽明本)などにも「鹹」に作っている。寛永版本が附を承けながら「鹹」としたのは、整版の際、版木の彫師の鑿が滑って左上の「ト」部を欠いたのに気付かずそのままに出版したのであろう。では「鹹・鹹」のいずれに従うべきか。

この二字共に、しおっぱい、にがい、の意味だが、区別する便宜上、仮に偏の違いによって、

鹹 函 音口 しおつち(塩土・岩塩)
鹹 酉 音イウ 日読みの「とり」

と称することにする。不十分な調査だが、目に触れた古辞書について見るに、説文・爾雅や玉篇移しの万象名義には「函」しか見えず、龍龕手鑑に至って相離れて両字が挙げられており(二四三頁、二六六頁)、共に「音咸、苦也、不淡也」と注している。廣韻には両方続けて示し、後出の「鹹」に「俗」と記す。わが新撰字鏡も両字列挙して「二形同」とし、色葉字類抄亦同様。名義抄では両字を重出すること合計四回、その三つ目を示せば、

鹹 谷 鹹字、音咸、カラシ シハ、ユシ

となつている。これを見ると、「函」の方が正用で「酉」偏に書くのは二次的な俗字と考えてよいようである。

しかし、それを拠所に萬葉歌の「からしほ」の本文も

「函」とすべきだとは断ぜられない。ただ近世以降の諸注諸本は寛永版本の影響もあって例外なく「函」を採り、塙本もその例外でない。ここで考えなければならぬのは、巻第五に有力古写本が乏しいとは云え、それでも非仙寛本の函・神あり、仙寛本でも信頼度の高い酉・陽があり、宮(神宮文庫本)などに揃って「酉」とあるのに対して、「函」に作る矢・京が概して校勘資料として価値が低いと思われることである。

完本・零本の別を問わずに言えば、現存古写本約二十余种あるうち、桂・元・金・藍・天・尼・類など書写年代の古い本は、部分的には誤写や意改の跡と覚しい個所があるけれども、年代の新しい本よりは信を置くべく、多少の語弊を恐れずに言えば、非仙寛本の本文は仙寛本系諸本のそれより価値が高い、と言ってよい。勿論、仙寛本でも酉・陽などに尊重すべき形式内容が少なくないが、今は触れない。それに比べて、同じ仙寛文永本系に属しながら、矢・京二本は書写年代が下るだけでなく、成立も酉の文永三年(一二六七)より後れ、鎌倉最末期の文和二年(一三五三)に成った、いわゆる寂印成俊本の流れを汲む。

今は委細を省略するが、この寂印成俊本の本文は、一見合理的明快で従うべく思われる独立異文が比較的にも多く、実は筆写過程に於ける武断の意改説である可能性が

高いことがあり、仙覚とは直接関係なからうが、和漢の字に通じた人、それが成俊だとは断定できないにせよ、某知識人の修正が加わっている、と私は想像する。その推測を助けると思われるのは、校本首巻にも指摘する如く、この寂印成俊本の仮名遣が偶然と思えないほどに歴史的仮名遣と一致する事実である。即ち、他の仙覚本のそれが定家仮名遣に忠実と言つてよいのは明らかに一線を画する。

このように矢・京は特色ある本ではあるが、寂印成俊本の異文は無批判に採ることができない。当面の「鹹」も、書写者が何らかの典籍で得た知識によつて斯くあるべき字として改めたのではなからうか。ここも亦理屈より慣用に従うべく、「鹹」を原本の文字と考えるべきだった、と私は後悔している。

三 劔 劔

先の二字は集中に一回ずつしか見えないが、これらに比べて比較にならぬほど多く使われて厄介なのは、常用漢字で示さば「劔」の字である。全体で二五例を算し、異体字表に両字通用とし校異を示さないことにしているゆえ、複製本に一々当たつて「劔」か「劔」かを確かめなければならぬ。

前の「鹹」もそうであつたが、「劔」も形声字で左が音

ケム、右が意味「刀」(りつとう、但「刃」「刃」の差は無視)を表す。両字を区別するために便宜上

劔 ● みな偏(「劔」は音セム、「皆」の意)

劔 ○ かね偏

と仮に呼ぶことにする。なお、古写本の字には案外に今日の常用漢字と一致・近似するものが多く、「劔」「劔」も仙覚本系諸本に散見するが、これらも「みな偏」の「劔」(●)の群に含めた。次頁の図は古写本および一部の版本・活字本に於ける「劔」(○)・「劔」(●)の分布状態を示したものである。図のほぼ中央をタテに折れ曲がりつつ貫いている——線は、その左が非仙覚本、右側が仙覚本並びに版本、活字本、と別れる分離帯と理解されたい。当面のツルギの字「劔・劔」は、そのタテ線を境にかなり明瞭な対照をなしていることに気付かれよう。

即ち、左側は○が主、●印が現れるのはおおむね右側に偏っている、と言つてよい。但し、例外的事実が五項目あり、今その一々について理由説明することは省略するが、列挙すれば左の如くである。

- 1 神田本(神)は、巻第十以前が非仙覚本、十一以降が仙覚文永本系の一本と見做されているが、●は後半諸巻の中にか見えない。

- 2 仙覚本でも初期段階の産物寛元本に属する神宮文庫

		元曆校本	類聚巨集	古葉略	廣瀬	神(紀)	宮文庫	西本願寺	寛永版	定本	旧大系	注釈	塙
194	一刀	金	○	○	○	○	▲	●	●	○	●	●	●
199	狛一刀	金	○	○	○	○	▲	●	●	○	●	●	●
217	一刀		○	○	○	○	●	●	●	○	●	●	●
478	一刀		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
604	一刀	金	○	○	○	○	●	●	●	○	●	●	●
616	一刀	金	○	○	○	○	●	●	●	○	●	●	●
五36ウ	信		○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○
1272	後刀	藍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1741	小	藍	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1809	小	藍	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2245	後刀	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2498	一刀	嘉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2499	一刀	嘉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2635	一刀	嘉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2636	一刀	嘉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2637	一刀	嘉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2983	高麗		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2984	一刀	砂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3227	一刀	天	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3240	一刀	天	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3289	一刀	天	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3326	一刀	天	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3833	一刀	天	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4094	一刀	尼	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4164	一刀		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

本(宮)は白黒混在するが、「かね」偏を擦り消して「兪」とした跡が三個所(一九四・一九九・巻第五36丁ウ)あり、▲印で示したのがそれ。

3 西本願寺本(西)は一貫して○。

4 寛永版本でさえも○十一対●十四で、「かね偏」が半数近く生き残っている。

5 定本・旧大系本は、多少変動があるが、西を底本としたゆえか○が多い。

その最後の件に関して、塙本の本文篇の編者の一人として私には後悔しつつ附言すべき責任がある。それは塙本が旧大系本などと同じく西を底本としながら、表の右端に示したように終始一貫して●印(劔)にしてしまったことである。この弊は塙本だけに終わらず、桜楓社本や新旧日本古典文学全集本などに波及し、新古典大系本さえもその影響を受けている。省みれば、その原因は私達が新校萬葉集及び沢瀉博士の『注釈』の説に盲従したことにある。『注釈』は巻第三・四七八「劔刀腰にとり佩き」の注で、次のように記されている。

原文「劔」の字、京大本以外の諸本に「劔」とある。「劔」は集韻(九)に「入質切、鈍也」

とあり、別字であるが、我が國では中世「劔」の通用としたらしく類聚古集(八・二九七)には「劔」と題すべきところ「劔」とある。しかし藍紙本には「劔」(九・一八〇九)とあり、原本は正字で用ゐてゐたと思ふ(木下云、類聚古集「二九七」は「九七頁」の誤)。

博士が重視された卷第九・一八〇九の例というのは、高橋虫麻呂作「菟原処女」の長歌中の

懸佩之小劔取佩

で右図の(A)がそれに当たり、確かに「みな偏」(●)であるが、これは特例と言うべきではないか。

思うに、博士は二つの見落しをされているようである。

一つは、同じ藍でもこれに先行する「浦嶋子」歌の反歌(一七四一)には

劔刀己之行柄

の如く「かね偏」であるのには触れていない。もう一つは、どうでもよいかも知れないが、先の一八〇九「菟原処女」の歌で私が(B)印を付した元にも

懸佩之小劔取佩

とあることも一言あるべきであった。

元・藍二本が同系統と認められている事実を思えば偶然と考えられず、恐らく一八〇九だけは「劔」を原本の字と

判定してよいのではないか。但し、この一例を以て萬葉の全用例を「みな偏」で統一整合するのは、本文整理の一つの在り方だとは思ふが、行き過ぎであろうし、私は採らない。

沢瀉博士は、「かね偏」の「劔」を国字と見、中世以降の通用と考えられたものようだし、実際新撰字鏡・和名抄に殆ど「劔」がなく、名義抄・色葉字類抄で両字並出する実態からもその案は信ずべきかと思う。私の想像では、「かね偏」の出現は、「劔」「金」が草体で近いことも一因だが、刀劔の材質が銅・鉄などの金属なることへの連想から、形声字なのに会意に接近したのでないか。近世の「鏑」などその推測を助ける例ではなからうか。

しかし、新撰字鏡にも、「劔」の見出し字はないが、「劔」字の注に「居嚴反、劔字」とあるのは注目を要する。また羅振玉編による「偏類碑別字」を見ると、「劔」の所に

劔 魏関勝誦德碑(別字)

とあり、遠く三国時代の碑文まで遡ることを知る。因みにこの「別字」は異体字の謂だが、これが渡来し影響を与えたのか否か、確言できない。なお「劔」「劔」の通用混合の状態について、記紀や続紀、正倉院文書や木簡などの萬葉と年代的に近い資料についても調査すべきだが、不完全

なることをお詫びしたい。国史大系本の書紀など一往見たが、校異の注に多少疑問があり、今後の精査を俟ちたい。

四 鑷 鑷

再び一字だけの通用異体に戻るが、これが本稿の中心テーマである。巻第十二、羈旅発思の一首

衣手の真若の浦のまなご地間無く時無し吾戀鑷
(12・三一六八)

この結句、ラは読み添えて、「鑷」がクハの借訓である。

この「鑷」について論ぜられたのは小島憲之博士「万葉用字考証実例(二)―原本系『玉篇』との関聯に於て―」である。博士は、後にも触れる日本書紀の「鑷」字使用例を二つ挙げ、わが上代では「鋏」の方が一般的だが、万象名義に

(a) 鑷 九縛反。鋏也(「鑷」を誤って「鑷」に作るが、これは別字)

〈木下云、右の()内は博士の附せられた注〉

とあることに注目され、鑷が鋏や鉏と同類の農具を意味し、中国ではさほど珍しくない字だが、それを万葉に用いたのは巻第十二の書記者の筆癖なるべし、と言われるのである。師説を論うのは憚られるが、小島博士は少なくとも二つの思い違いをしておられるようである。その一つは、「鑷」

と「鋏」とを同一視され、上代では後者が一般的と言われるのは疎漏で、「鋏」をクハと読むことは中古以降の習慣らしいことである。廣韻に「鑷、舌也、七遥切」とあるのも「鋏」ハスキの証で、書紀に「豊鋏入姫命」「犬上御田鋏」「韋那公磐鋏」などスキの借訓例ばかり、反証はない。博士は後世の習慣を逆行されたのではなからうか。

もう一つは見落して、万象名義に「鑷」字が重出しており、それには

(b) 鑷 懼俱反。戟也、兵

となつてゐる。(a)だと確かに反切「九縛反」で、「クイヤク」のような発音のはず、「鑷」字の旁は「瞿麦」(なでしこ)のク、「恐懼」の「懼」、「街衢」の「衢」などと共通し、ク乃至グなるべきに合わない。博士が「鑷」を取り違えとされたのも当然である。その点(b)の反切は正しい。ただ意味は戟の類で武器の一種だという。(a)は万象名義が見出し字を誤った、と云うか一種の通用であつたらしい。

新撰字鏡の巻第六、金偏の字を集めた個所で両字を連続して出し、

鑷 居縛反。斫也。久具反。戟属也。
舌也。久波 兵也。加奈戸。

〈木下注 最後の「加奈戸」は右隣に在る、

大鼎を意味する字「鑊」の訓の目移り重記としてしているのが正しい。尤もこの前後二十三字は「以下入声」とする群に属し、「鑊」が混入したのは「鑊」に引かれたからに違いない。名義抄でも亦ごたごたしている。

鑊鑊 谷正 居縛反 カラスキ 補各反

クハ スキ

〈木下注「補各反」は農具スキを表す「鑊」(見出し字誤脱)の反切〉

す「鑊」(見出し字誤脱)の反切

鑊 音勅 戟属 スキ サク フタク

「鑊」も「鑊」も字形が変だが、夫々「鑊」「鑊」のつもりであろう。反切「居縛反」も「鑊」に合う。その後に「鑊」を出し、音ク「戟属」としたのはよいが、これにも「スキ」の訓を附したは奇怪で、「鑊・鑊」二字の癒着不可分なることの一証と言つてよい。黒川本伊呂波字類抄のクハ字群の中に「鑊 同」があり、「クキヤク」の音注があるのも「鑊」との混同の余波である。程度の差こそあれ、古字書にはこの種の誤りは珍しくなく、字書の安易な利用は避けたいと自戒する。

ここで順序逆になったが、問題の歌三二六八の旧校本の校異の記事を見よう。

鑊。元、類、古、温、矢、「鑊」。元、右二墨「鑊」アリ。

西、「鑊」。京、「鑊」。緒頭書「鑊」アリ。

これに広・宮をも加えて整理すれば次の通り。

(a) 鑊 元・類・古・広・陽・矢

(b) 鑊 京

(c) 鑊 西(卷第十二は非仙覚本系)

(d) 鑊 京緒(中院本)

(e) 鑊 神・宮・細・無・附・寛

小島説によれば(a)(b)(c)は皆誤り、(e)だけが正しいことになる。仙覚文永本系と言われながら必ずしもそうでない神(卷第十一以降)と寛元本系とがその(e)に属する。

ここでまた少し逸れるが、無視できないことがある。それは旧大系本が、西を底本とする事情もあって、(c)「鑊」を採り、頭注に、

○恋ふらくは―原文、恋鑊。鑊は名義抄にクハの訓がある。

と記す。いかにも、先に見たように名義抄に「鑊クハ」とあるが、それは「鑊」の周辺の紛らわしい異体ヴァリエーションの一つに過ぎず、また西の(c)も「鑊」の揺れの一環であり、偶然の一致を以て論拠とすることは方法として危ないのではなからうか。

私は(e)「鑊」をあらまほしく合理的な字形だとは思

うが、支持する写本の伝来系統が後れる点で採らず、「又」のない(a)〜(c)のうち、書写年代は下がるが、京の(b)「鑿」が原本の字だと思ふ。但し「田」が「田」に書かれているというだけで、この際(a)も(b)と隔てを置かず扱ふべきであろう。

ここで小島博士も触れられていた書紀の「鑿」の字を見ることがしよう。国史大系本によつて示せば、安閑紀元年の条に

以テ難波ノ屯倉。与ヲ毎ノ郡 鑿丁^{クハヨホロ}。給ニ貳宅媛^{ヤカ}。

とある他、同四年・天武紀五年・同十年と合計四回見え、頭注に

原作鑿、據集解改、下同。

と校訂した由を記す。「鑿丁」は、官有田地を耕すために徵発された壮丁を意味するという。右の校異から推すに、現存写本は全て「鑿」ないしそれに近い形、即ち「又」がない字形であったのに、それを捨てて近世の注釈書『集解』(河村秀根著)の原則尊重の文字を採つたのである。

最近の岩波書店刊旧大系本の書紀や小学館刊新編古典全集本も「鑿」を採用し、これらは『通証』(谷川士清著)の説に拠つたという。これらは写本の字よりも後世の注釈書の説を権威ありとしたのである。

小島説に今一つ物足りなく思うことは、博士が『釈日本

紀』の記事に注目されていない点である。釈紀の述義九の中に先程の「鑿丁」を取り上げ

鑿丁。

鑿。玉篇云。居縛切。鋤鑿。説文云。大鉏也。

鑿。玉篇云。局虞切。軍器也。

と記すが(釈紀国史大系本による)、この記載は、筆者ト部兼方の見た書紀に「鑿丁」とあったことを証すると共に、「鑿・鑿」二字を並べ、前者をあるべき字として参考させたことを示すものであろう。

その推定の傍証となるのが、同じ釈紀の少し前、述義八(允恭紀)の盟神探湯くみだちに関する注である。書紀の原文を抜き出して示せば、

……各為盟神探湯、則於味檀丘之辞、禰戸碑、坐探湯瓮、而……

の「碑」がまた刊本などに「碑」とあるのを国史大系本が校訂したのであるが、これにも釈紀(同大系本による)に

碑。碑歟

私記曰。古押反。(埤)蒼山側也。又兩山間也。作

岬又同。

碑。玉篇云。彼皮切。銘石。又臥石。

碑。玉篇云。古狎切。山側。亦作岬。

岬。同云。古狎切。山傍也。亦作碑。

と記しているのと軌を一にする。思うに、「碑」が「山側」の意なることを解せなかつた某書写者が無造作に「碑」に改めたのを承けた本があつたに違いない。古く「鬼」「卑」などの初画は屢略された。「卑」「婢」「裨」「牌」なども)の下部「千」も行書で「十」と紛らわしく書かれたという事情もあろう。

本題の「鑿・鑿」に戻ろう。書紀の「鑿」について「鑿」が原本の字であつたと思われるのと同様に、万葉の「鑿」も「鑿」が中世以前の生きて使われた字であつた、と私は信ずる。ただ、どうでもよいことだが、先程取り上げたツルギの字において「鋸」が国字かそれとも中国渡来の使用か、確言できないと言つたのに比べて、この「鑿」を「鑿」の通用と見る習慣は、彼土に発したものである確率が若干高いのではないかと思う。

それは「鑿」の最終二画「又」の部分省いた省画(略字の一種)が「鑿」だという考えが彼に既にあつたのではないか、と思われることである。有体に言つて、その臆説の証明がまだ不十分であるため、以下多少の類推飛躍を試みることを許されたい。

「鑿・鑿」は「かね偏」であるが、この両字と同じ旁で偏を「手偏」に置き換えた「攫・攫」が通用であつたことは、集韻に「攫、或作攫」とあることで知られる。因に

言えは「攫」は、つかむの意で、「一攫千金」などのように用いられる。名義抄もそれを受けてか、

攫 居縛反 ウツ ツク ツカム

攫 正 ヒコヅラフ ツカム

のように、「攫」・「攫」を正俗通用として並べ、両字に共通の訓ツカムが認められる。万象名義にも両字に「搏」(つかむ、つかみとる)の注が見える。多少不安を覚えるのは、集韻が廣韻より時代が下り、それを増益した韻書である点である。

全く同じようなケースとして「鑿・攫」と同音字の一つで、偏が「けもの偏」の「獲」という字がある。廣韻に「獲 大獲也、説文曰、大母猴也」とあるからオランウータンのような巨猴かと思うが、これまた集韻に「獯、獸名説文、母猴也、或省」として見える。管見に入る所はこれら「鑿・攫・獲」の三字だが、これらの「又」はなくても通用とする考えが、中国でも既に一般的であつたのではないか、という気がする。

序でに言えは、廣韻に「鑿」と同音字が三十六字あるうちに「權」というのがあり、

權 釋名曰齊魯間

謂四齒杷為權

と記している。注に見える「杷」はウマグハ(「うしぐわ」

も同じ)で相互小異するが、今は触れない。「櫛」は西遊記の猪八戒所持熊手状の、土を均したり穀物をかき集めたりする道具で、和名抄(巻十五)の農耕具の中の一つ「佐良比」の訓が附せられている。このサラヒについて日葡辞書にも

Sarai 櫛の齒のような物で落葉などかき集める道具とある。日本語の動詞サラフ(四段、時に下二段にも)は、どぶ(井戸)浚い、人さらい、温習、などさまさまに用いるが、先の「攪」と意味領域で重なる面がある。ただ、「櫛」をサラヒと読むとすれば、「手偏」―「木偏」、「又」の有無など微妙な点でずれ、当面の「鏝・鏝」の問題とどう絡むのか、それが目下の私の悩みの種である。

平成一四年七月八日の新聞のテレビ欄に「根本はるみを攪え」とあるのを見て驚いた。誤植でないとすればどう考えたらいいか、これもそれ以来心にかかつて離れない。

おわりに

以上述べたことは、要するに、萬葉集など古写本の文字で複数の対立が見られる場合、理屈建前を並べるよりも、多少不合理と思われても、慣用された字形を尊重すべきだ、というのが私の考えである。この簡単な道理に今まで気付かなかったことは慙愧に堪えない。

実はこの分かり切った考え方を今から六十年以上も前に発表された人がいる。それは前大戦末期昭和十九年十月、三十二歳の若さで亡くなった増田正さんという方で、書かれた論文は「牡」と「壯」(萬葉雜記)という原稿用紙十枚程度の短いものである。

増田さんは言われる。雄鹿をさす語シカを表すのに「牡鹿」と書くのが理に合い、古写本にも一部に「牡鹿」とあるが、年代の古い写本非仙覚本には「壯鹿」と書いたものが多く、それが原典の文字であろう、と校本万葉集の校異の記事を克明に調査した上推定された。

この論文は長く机辺に置いたまま忘れていた。増田さんは「君、まだそんなことやっているのか」と仰有っているに違いない。

注

寂印成俊本だけに見られる独立異文は、採用するに際して細心の注意を要する。即ち、大矢本(近衛本も)・京大本に共通する異文は、他本の本文より理解し易く、一見合理的に見えるが、精査すれば実は後人の巧妙な恣意的変改である例が一再ならず認められる。今は委細は省略し10例を示すが、求められるならばこれの倍数も列挙が可能である。

1 「都良絃」(九九)「弓絃葉」(一四一)の「絃」を「弦」と改めた。両字は通用。

- 2 「山主」(四〇二)を「山守」に改めた。仙覚の新品に合わせたもの。
 - 3 梅花歌三十二首中八二三の作者名小字注「大監伴氏百代」の「伴氏」を「大伴」に改めた。
 - 4 「室戸在」(二四五八)「室戸尔在」(二四五九)の「室戸」を「屋戸」に改めた。
 - 5 「久方之漢尔船泛而」(二五一九)の「漢」の下に「瀬」を加えた。音調を整えるためとはいえ、瀬に船を泛べることは不可能。
 - 6 「雨令零取開朝香山之」(二五五一)の「開」を除いた。従来訓「あさかのやまの」に合わせるため。
 - 7 「秋黄葉」の「秋」を除いた。通行訓「モミチハ」に合わせるため。
 - 8 「真木乃於尔」(二六五九)の「尔」を「上」に改めた。
 - 9 「玉鴨散乱而在川常鴨」(二六八五)の「川」の上に「此」を加えた。
 - 10 「小竹之末丹」(一八三〇)の「末」を「米」に改めた。歌語「しののめ」を連想したものか。
- 中には「秋日乃穂田乎鴈之鳴」(一五三九)の初句を「秋田乃」に改めたり、「馬並而高山乎」(二八五九)の第二句を「高山部乎」としたりするなど、いかにも合理的に見えるため、従う注釈書類が少くない例もあるが、必ずしも信を置き得ないのではなからうか。

本稿は、平成一六年五月一日、奈良女子大学に於ける上代文学会講演会の席で述べたところを、改稿したものである。

(五月二十三日)